

輪島市穴水町環境衛生施設組合建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領

(平成21年9月11日訓令第6号)

(趣旨)

第1条 この要領は、輪島市穴水町環境衛生施設組合建設工事指名競争入札参加者等選定要綱に規定する主観的事項の審査について必要な事項を定めるものとする。

(主観的事項の審査対象)

第2条 主観的事項の審査は、輪島市及び穴水町内に主たる営業所を有する建設業者（以下「関係市町内建設業者」という。）及び経常建設共同企業体を対象として、別表に掲げる項目について行う。

(主観的事項の審査資料)

第3条 主観的事項の審査を受けようとする者（以下「受審者」という。）は、別記様式第1号又は別記様式第2号による審査資料に確認書類を添えて組合長に提出しなければならない。

(主観点数の適用)

第4条 主観点数は、別表による評点を合計して算定する。ただし、経常建設共同企業体の主観点数は、各構成員について算定される評点の平均値によるものとし、1点未満の端数は切り捨てる。

2 主観点数は、一年度限りを有効期間とする。

(主観的事項の審査結果)

第5条 受審者に対する主観的事項の審査結果の通知は、入札参加資格の決定の通知をもって行う。ただし、受審者に対し入札参加資格の決定の通知を行わない場合には、次項に規定する公表をもって通知に代えるものとする。

2 主観的事項の審査結果は、請負業者有資格者名簿と併せて公表する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則 (平成21年9月11日訓令第6号)

この要領は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

評価項目	算定方法及び評点
IS09000 シリーズの認証取得	<p>毎年度の前年においてIS09001 又はIS09002 について、財団法人日本適合性認定協会（平成5 年11 月1 日日本品質システム審査登録認定協会という名称で設立された法人で、平成8 年6 月1 日財団法人日本適合性認定協会という名称に改名された法人。以下、「JAB」という。）に認定されている審査登録機関又は「JAB」と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している者に加点する。</p> <p style="text-align: right;">15点</p>
IS014001 の認証取得	<p>毎年度の前年において、IS014001 について、「JAB」に認定されている審査登録機関又は「JAB」と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を取得している者に加点する。</p> <p style="text-align: right;">15点</p>
災害時における協力者等	<p>毎年度4月1日現在において、輪島市と（社）輪島建設協同組合又は門前建設協同組合との間で締結している「災害時における応急対策工事に関する細目協定」また、穴水町と穴水建設業協会との間で締結している「災害時等における応急及び復旧対策に関する細目協定」の協力者に対し、加点する。</p> <p style="text-align: right;">10点</p>